

報告第 30 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 21 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専決処分書

訴えの提起について（生活保護費過払金返還請求）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 10 月 30 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 被告となるべき者
安曇野市在住者

2 請求の要旨

平成 27 年 1 月 30 日付けで生活保護廃止となった（廃止決定は平成 27 年 2 月 5 日以降）ことに伴う、平成 27 年 1 月分の日割り返還分 2,624 円と口座へ支給済みの平成 27 年 2 月分の生活保護費 77,480 円の計 80,104 円と、平成 26 年 12 月末入金分の給与収入反映による平成 27 年 1 月支給済みの保護費の返還分 36,800 円の 2 件合計 116,904 円の返還を求める。

3 訴訟提起の経緯

これまでに被告に対し、督促状及び催告書により返還金の納入を促したり、電話連絡をするが何ら応答しなかった。請求すべき返還金は非強制徴収公債権であり、徴収努力の観点から少額訴訟を行うもの。

報告第 31 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 21 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科七貴 5110 番地 27 の明科農道 102 号線における車両事故に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 11 月 16 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 30 年 10 月 21 日午後 6 時 30 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、明科農道 102 号線を走行中に舗装の劣化により生じた窪みに車輪を落としたことにより右側の前輪と後輪のタイヤを損傷したものである。

2 和解の相手方

北安曇郡池田町在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、農道管理者（市）の安全管理不備と通行者（損害賠償請求者）の前方不注意によるため、安曇野市の過失を 70%、損害賠償請求者の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 14,213 円を賠償するものとする。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第151号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書及び第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第7条第2項中「に支給する場合においては100分の157.5、」を「及び」に、「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年12月21日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第152号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第34条第1項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職員の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	

13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				

	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第34条第1項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

（安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正

後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成30年12月21日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第153号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例
安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表中

「

安曇野市穂高プール
安曇野市権現宮マレットゴルフ場

」を

「

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

」に改める。

第5条第1項中「（安曇野市穂高プールにあっては、開場時間。以下同じ。）」を削る。
別表第1中

「

安曇野市穂高プール	安曇野市穂高5747番地
安曇野市権現宮マレットゴルフ場	安曇野市穂高8425番地1

」を

「

安曇野市権現宮マレットゴルフ場	安曇野市穂高8425番地1
-----------------	---------------

」に改める。

別表第2の6 安曇野市穂高プールの表を次のように改める。

6 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日	
豊科水辺マレットノース18	無料	教育委員会が特に必要と認める日	
豊科水辺公園マレットゴルフ場			
権現宮マレットゴルフ場		教育委員会等が特に必要と認める日	
立足マレットゴルフ場			
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場			12月から3月中旬まで冬期閉鎖の間
黒沢マレットゴルフ場			

別表第2の7 その他の体育施設の表を削る。

附 則

この条例は、平成33年10月1日から施行する。

平成30年12月21日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第154号

平成30年度 安曇野市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度安曇野市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,979,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年12月21日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		2,693,991	15,000	2,708,991
	2 基金繰入金	2,693,991	15,000	2,708,991
補正に係らない款・項		39,270,009	0	39,270,009
歳 入 合 計		41,964,000	15,000	41,979,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		250,382	803	251,185
	1 議会費	250,382	803	251,185
2 総務費		4,884,313	8,120	4,892,433
	1 総務管理費	4,052,569	7,670	4,060,239
	3 戸籍住民基本台帳費	198,746	250	198,996
	6 監査委員費	29,312	200	29,512
3 民生費		13,170,937	2,000	13,172,937
	1 社会福祉費	6,790,966	450	6,791,416
	2 児童福祉費	5,470,855	1,550	5,472,405
4 衛生費		2,503,535	750	2,504,285
	1 保健衛生費	1,188,323	750	1,189,073
6 農林水産業費		1,847,264	650	1,847,914
	1 農業費	825,700	250	825,950
	2 林業費	424,520	250	424,770
	3 耕地費	596,859	150	597,009
8 土木費		5,734,700	900	5,735,600
	1 土木管理費	286,946	200	287,146
	4 都市計画費	3,793,516	700	3,794,216
10 教育費		4,721,134	1,777	4,722,911
	1 教育総務費	852,566	477	853,043
	5 社会教育費	1,007,834	1,300	1,009,134
補正に係らない款・項		8,851,735	0	8,851,735
歳 出 合 計		41,964,000	15,000	41,979,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校冷房設備等整備事業	936,815